

よくある質問(採用時提出書類について)

	質問内容	回答
Q1	<p>下記の場合の手続き方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所が決まっているが、住民票を3月下旬に異動させる場合 ・4月1日時点の住所が、当初の予定から変更になった場合 ・4月1日時点の住所が未定の場合 	<p>採用サイト上に掲載しました「採用日(令和7年4月1日)時点の住所が現住所と異なる方へ」を確認いただき、各書類ごとに対応をお願いします。また、合格者連絡フォームの更新もお願いします。</p> <p>提出書類に記載済の住所については、お手数ですが二重線で消していただき、空いている場所に新しい住所の記載をお願いします。</p>
Q2	<p>今年の8月に健康診断を受けました。その結果の同封をもって健康診断の受診に代えてもよいですか。</p>	<p>勤務先の会社等で健康診断を受けた方も、採用時の健康診断のため、お手数をおかけしますが、石川県予防医学協会での受診をお願いします。なお、期間中に石川県予防医学協会での受診が難しい場合は早めにお問合せください。</p>
Q3	<p>扶養控除等(異動)申告書の給与の支払者の名称や法人番号は記載が必要でしょうか。</p>	<p>記載不要です。</p>
Q4	<p>現在在職中で、年度末までに退職する場合、在職証明書と退職見込証明書の両方が必要ですか。</p>	<p>どちらも必要です。</p>
Q5	<p>現在金沢市の会計年度任用職員として働いている場合も、在職証明書と退職見込証明書は必要ですか。</p>	<p>どちらも必要です。人事課にて発行しますので、お問合せください。</p>
Q6	<p>現在在職中の場合、卒業証明書の提出は必要でしょうか。</p>	<p>最終学歴の卒業証明書又は卒業証書の写しの提出が必要です。</p>
Q7	<p>在職証明について、会社規程の様式でのみ発行可能と連絡がありました。市の様式でないといけないのでしょうか。</p>	<p>当市指定様式の内容が網羅されているものであれば、会社規程の様式でも問題ありません。網羅されているか不明な場合は、会社規定の様式を準備の上、一度お問合せください。</p>
Q8	<p>在職証明について、右上の氏名欄以外、すべて各企業の担当者が記入するのでしょうか。</p>	<p>右上の氏名欄は本人の記入、証明者欄は事業主様の記入押印が必要ですが、その他の箇所については、特に指定はありません。協議のうえ、記入いただければと思います。</p>
Q9	<p>個人番号カードを取得していませんが、代わりに提出するものはありますか。</p>	<p>個人番号カードを取得していない場合は、個人番号確認書類と本人確認書類の提出が必要です。詳しくは「個人番号の提供について(依頼)」にてご確認ください。</p> <p>なお、令和6年12月2日から、健康保険証は個人番号カードを基本とする仕組みへ移行しております。個人番号カードを健康保険証として利用できるよう、お手続きを進めていただきますようお願いいたします。</p>

その他不明点がある場合は、人事課までメール(jinji_saiyou@city.kanazawa.lg.jp)にてお問合せください。